

1-1 厚生労働省の入院医療体制の方針

神奈川県病院協会主催「第33回新型コロナウイルス対策会議」(R5.4.5)における神奈川県資料より抜粋

川 県

厚労省の方針

- 幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことになることから、確保病床数は現行水準を継続するのではなく、**第8波の実績ベースで精査**するとともに、確保病床によらず、幅広い医療機関で受け入れを進める。
- 確保病床を有していた医療機関は、**重症・中等症Ⅱ（酸素投与）患者の受け入れへと重点化**を目指す。
- 確保病床を有しない医療機関に対しては、**軽症・中等症Ⅰ患者の受け入れを促す**。
特に、高齢者を中心に、「地域包括ケア病棟」や「地域一般病棟」等の受け入れを積極的に推進する。

元々廃止を前提にしていたが、短期間延長

病床確保料

COVID-19として中等症Ⅱ以上の患者を対象とした病床

- 単価は半減
- 休止病床の補助上限数の見直し

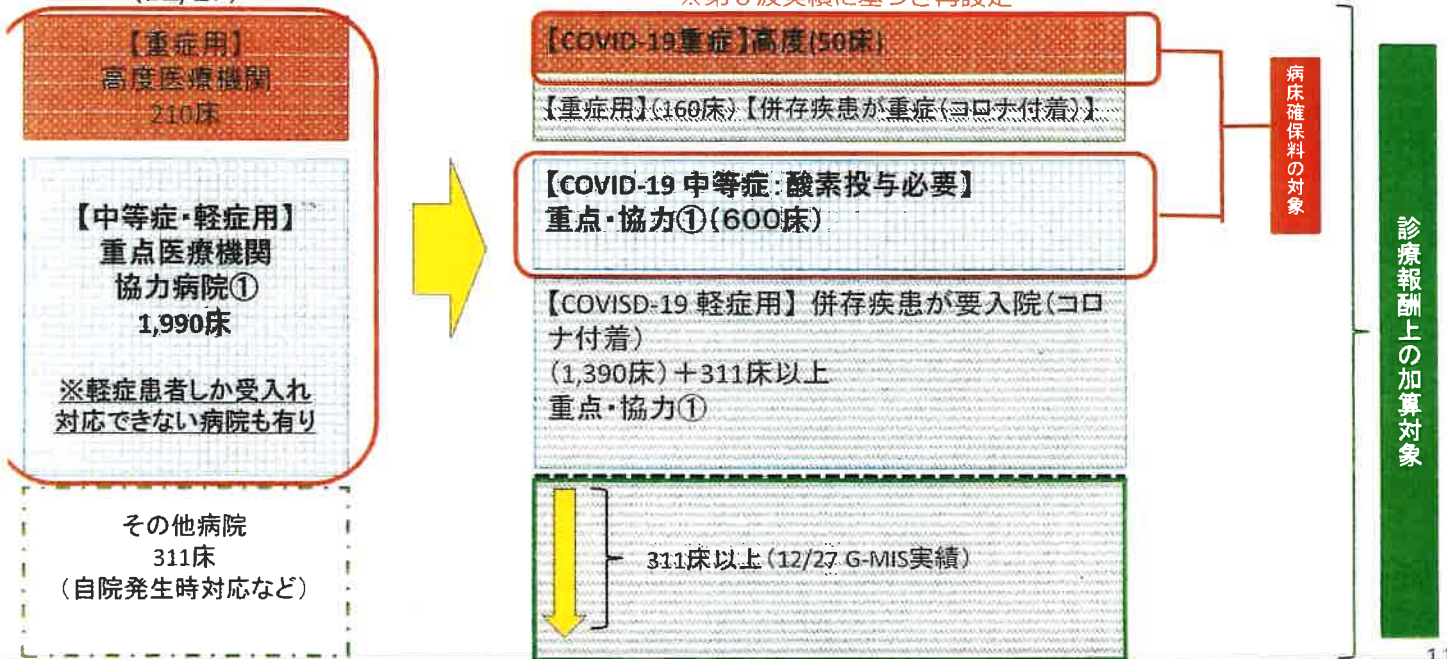
報診報酬

- 重症・中等症患者等に対する特例措置は見直しにより、減額
- 地域包括ケア病棟等への受け入れ時の**加算項目の新設**

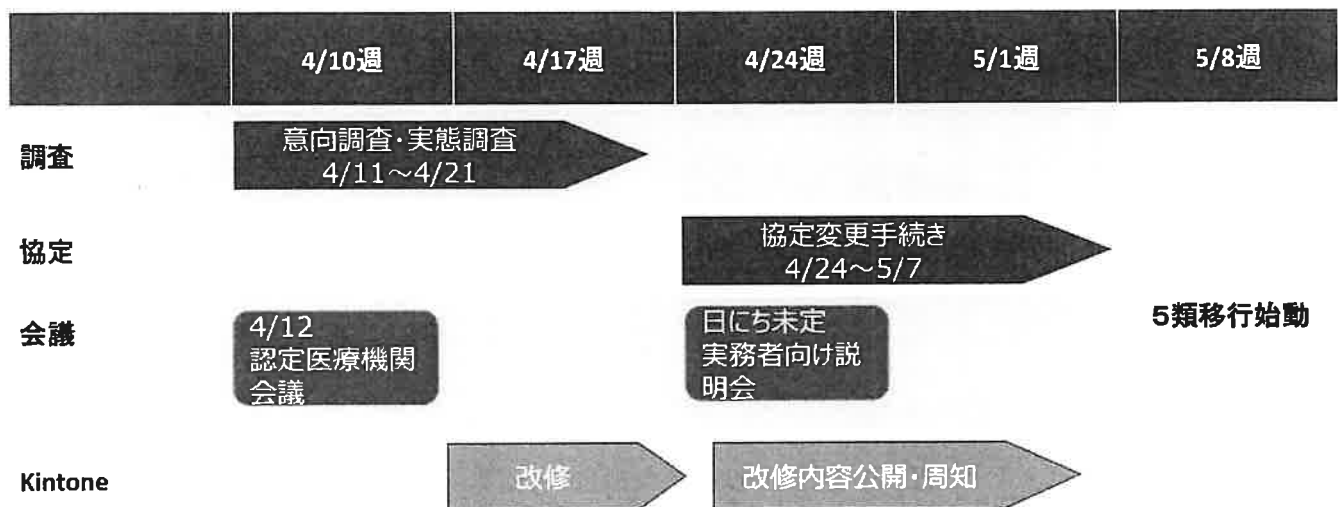
2-2 5/8以降の県のコロナ病床案

第8波時点
(12/27)

5/8~9/30までの県の対応 (案)
※第8波実績に基づき再設定



6 スケジュール想定



拝啓 初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大において、本県ではクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の集団感染患者に対応した経験から、医療提供体制「神奈川モデル」を全国に先駆けて打ち出し、感染状況に応じた独自の「病床確保フェーズ」の設定や、フェーズに応じた確保病床に関する個々の病院との協定の締結等、医療機関や関係団体と緊密に連携し、まさに、県一丸となって医療提供体制の強化を図りながら乗り切って参りました。

これまで貴院におかれましては、「神奈川モデル」に対して、一早く、御理解、御賛同、御尽力いただいたこと、改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更において、政府からはあらかじめ都道府県と医療機関とで感染状況に応じたフェーズを設定し、コロナ確保病床を計画的に確保すること、確保病床によらず幅広い医療機関で受入れを進めること等の方針が提示されております。

政府の方針に沿って御対応いただく中で、御不便をおかけすることも想定されますが、今後は一般医療の中で新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保すべく、引き続き、御理解と御協力を賜るようお願いいたします。

敬具

令和5年6月9日

医療法人杏林会八木病院 院長様

神奈川県理事（医療危機対策統括官）

阿南 英明

「医師の働き方改革」に関する相談先について

御承知のとおり、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する医療法等」の一部を改正する法律に基づき、県は、「医師の働き方改革と地域医療の実現」を目指し、令和6年4月の「時間外労働上限規制開始」に向け段階的に進めております。

これまでも、健康医療局医療課から、各医療機関へは病院協会等を通じて、ご説明しておりますが、以下のとおり、個別の相談窓口やサイトのご紹介になっていきますので、必要により適宜ご利用ください。

【医療機関勤務環境評価センター】

URL : <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>



問合せ先

神奈川県 健康医療局 医療課

電話 045-210-4877

メール ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp